Ⅰ　現庁舎改修工事 「現庁舎を継続し使う場合」の安全性の確保について

現庁舎を今後も使用する場合、以下の場合の対策を行なう必要があります。

現庁舎	地震	火災			水害
	耐震	防火	避難		浸水
	×	×	×	×	×
不備	耐震基準を満たしていない	廊下など内部壁が木製で作られている	防火用扉の閉める方法が不備（熱感知閉鎖）	煙を逃がす設備が不備	地階への浸水を防止できない
問題点	地震の際に危険。	燃えやすい。	火災が広がりやすい。避難が困難。	煙にまかれる。避難方向が判らなくなる。	人が溺れる恐れ。電気設備が使えなくなる
理由	建築基準法の改正前に建築している。	建築基準法の改正前に建築している。	建築基準法の改正前に建築している。	建築基準法の改正前に建築している。	
対策１	耐震改修	燃えにくい材料に換える	煙を感知し閉める方法などにする	外部建具の交換や排煙設備の設置	発電機と電気室を上階・別棟に移す
対策２		スプリンクラー等の機械設置		内部を不燃化する	十分な高さの防水板を設置する

耐震改修と同時に、その他の改修工事を行うのが工期、工費的にも合理的です。

現庁舎の改修工事

＝

耐震改修	地震への安全性

＋

その他の改修	火災への安全性 水害への安全性 他の改修

これらの改修工事を行なうには、コンクリートが見える状態にして改修する必要があります。
　この状態のコンクリートを「躯体」と言います。

他の改修

主な項目	改修工事
雨漏り対策	防水工事（屋根工事）
省エネ・老朽化対策	建築・設備工事
IT・セキュリティ対策	
ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ対策	
OA、サイン計画	